

広島市立リハビリテーション病院  
磁気共鳴画像診断撮影装置

技 術 仕 様 書

地方独立行政法人 広島市立病院機構

## 1. 調達物品の背景及び目的

現行の磁気共鳴画像診断装置は、導入後15年以上が経過し交換部品の供給も終了しており、年間点検管理契約による保守サービスが令和7年3月31日で終了する。

当院は、脳梗塞の発症リスクのある患者など脳血管疾患患者の受入割合が高く、こうしたリスクのある患者に安全にリハビリ医療を提供するためには、自院において、いつでも当該装置による検査ができる体制を整備することが必要であることから、当該装置の購入（更新）をするものである。

## 2. 調達物品名および構成内訳

### I 性能・機能に関する要求要件

(構成内訳)

I-1	ガントリ・マグネットシステム	一式
I-2	傾斜磁場システム	一式
I-3	RFシステム、RFコイル	一式
I-4	患者寝台	一式
I-5	制御システムおよび本体操作コンソール	一式
I-6	基本的撮像及び処理機能	一式
I-7	撮像支援機能	一式

### II 性能・機能以外に関する要件

II-1	周辺機器	一式
II-2	搬入、移動、据付、配線、配管、調整及び撤去	
II-3	無償保証期間の保証体制	
II-4	その他	

## 3. 技術的要求要件

- (1) 本調達物件に係る性能、機能及び技術等（以下「性能等」という。）の要求要件（以下「技術的要件」という。）は、別紙に示すとおりである。
- (2) 技術的要件は、全て必須の要求要件である。
- (3) 必須の要求要件は、発注者の必要とする最低限の要求要件を示しており、本調達物件の性能等がこれを満たしていないとの判断がなされた場合には不合格となり、落札決定の対象から除外する。
- (4) 本調達物件の性能等が技術的要求を満たしているか否かの判定は、広島市立リハビリテーション病院医療機器選定委員会及び広島市立病院機構本部事務局で実施する入札契約審査会において、本調達物件に係わる技術仕様書に対する提案書やその他入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。

#### 4. その他

##### (1) 仕様に関する留意事項

- ① 本調達物件のうち医療用具に関しては、入札時点で「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（旧薬事法）」に定められている製造の承認を得ている機器であること。
- ② 本調達物件は、入札時点で製品化されていることを原則とする。ただし、入札時に製品化されていない機器で応札する場合は、技術的要件を満たすことが可能な旨の説明書、開発計画書、納期に間に合うことの根拠を十分に説明できる資料及び確約書等を提出すること。

##### (2) 提案に関する注意事項

- ① 提案に際しては、提案システムが本仕様書の要求要件をどの程度満たすか、あるいはどのように実現するかを要求要件ごとに具体的、かつ、分かりやすく記載すること。  
したがって、本仕様書の技術的要件に対して、単に「できます。」「提案します。」といった文章のみで、その根拠となるデータ等を示さず具体性のない提案書の場合、評価できないため不合格とする。
- ② 提出資料等に関する照会先を明記すること。
- ③ 提出された内容について、ヒアリングを行う場合があり、ヒアリングについて打診を受けた場合は、必ず対応すること。